

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る 支援寄附金を募集します

生まれ育った ふるさと亀岡の歴史的な建造物や
美術工芸品、民俗芸能を守り伝えよう！



亀岡市では、「寄附を通じて自分のふるさとを応援したい」というみなさんの思いに応えるために、ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援事業を実施いたします。寄附金の8/10相当額を指定いただいた歴史文化遺産を守るために活用いただく制度です。みなさんのふるさとに残る歴史文化遺産を寄附金というかたちで応援いただけます。

亀岡の歴史文化遺産を守る支援事業の対象事業

◆亀岡市内の歴史文化遺産及び記念物のうち地域において暮らす人々の心のよりどころとして、地域交流・活性化の拠点として位置づけられる下記の歴史文化遺産（昭和20年以前）が対象です。

対象となる文化遺産と主な事業

- (1) 亀岡市文化財保護条例第2条に定める文化財
- (2) 文化芸術基本法第10条に定める伝統芸能
- (3) 文化芸術基本法第12条に定める生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの
- (4) 文化芸術基本法第13条に定める文化財等
- (5) 文化芸術基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
 - 災害時の文化財等の修復支援
 - 社寺の修復・活用支援
 - 亀岡祭山鉦の保存・活用支援（支援する団体名は亀岡祭山鉦連合会と記入してください）
 - 伝統文化の保存・活用支援（佐伯灯籠、出雲風流花踊、犬甘野御田等）など

支援寄附金の詳細はコチラ

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/bunkazai/siennkihiu.html>



ご利用方法について

記入例

支援する歴史文化遺産の団体等を指定してください。

支援する団体等に寄附者の住所・氏名・連絡先及び寄附金額を通知することの可否について「○」をしてください。

※支援いただく事業について、確認させていただくことがありますので、連絡先は必ずご記入ください。

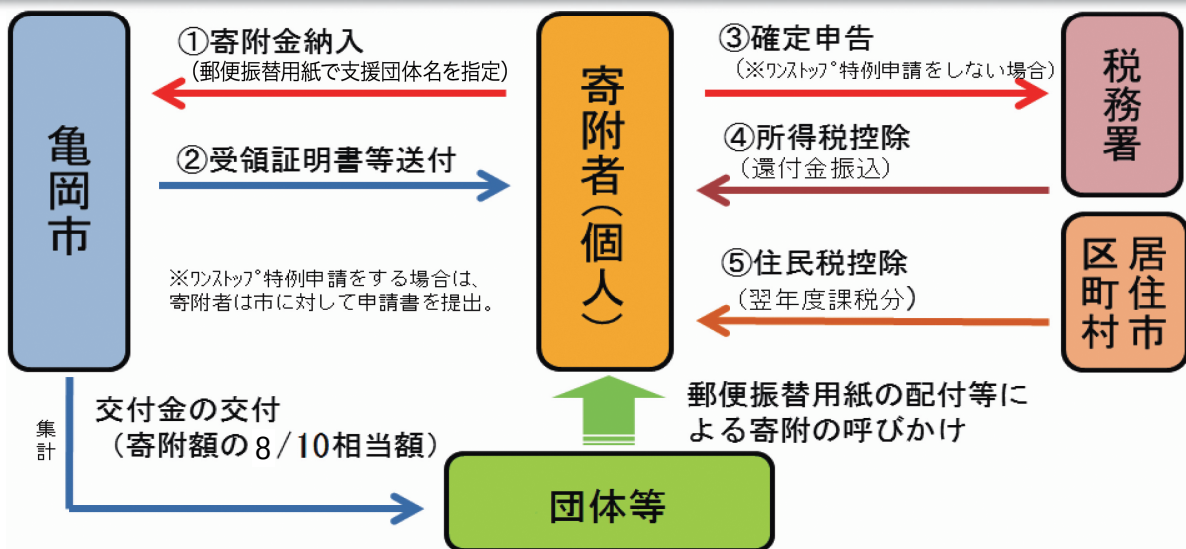
※納付書は文化資料館にございます。

07	大 阪	払込取扱票	公	払込料	金
口座記号番号		金額	千 百 十 万 千 百 十 円		
0 1 0 8 0 - 2		9 6 0 4 0 3	¥ 1 0 0 0 0		
加入者名	亀岡市会計管理者		備考		
加入者名	京都府亀岡市ふるさと納税		ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援寄附		
加入者名	寄附先を指定してください		(団体等) ○○○○		
住所	〒 621-8501		京都府亀岡市安町野々神8番		
フリガナ	かめおか		たろう		
氏名	亀岡 太郎				
電話番号	0771-22-3131				
指定先の代表者に対して	住所、氏名、連絡先及び寄附金額を		通知することの可否(可・否)		
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号大第46243号)					
これより下部には何も記入しないでください。					

郵便振替用紙に寄附をされる方の「住所、氏名、電話番号、寄附金額」を記入してください。

寄附金については、記入した郵便振替用紙で最寄りの郵便局にてお支払ください。

寄附金控除の流れ(確定申告をする場合)



事業内容のQ&A

Q 対象となる事業か確認するには？

A 文化芸術課(亀岡市文化資料館)にご相談ください。

Q ふるさと納税(寄附金)の返礼品はあるのか？

A 返礼品はありません。なお、ふるさと納税(寄附金)は返還することができません。

お問い合わせ

◆ふるさと納税制度について

.....
 亀岡市市長公室ふるさと納税課
 京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所6階
 TEL 0771-25-5060 / FAX 0771-22-6372

◆ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援寄附金制度について

.....
 亀岡市生涯学習部文化芸術課
 京都府亀岡市古世町中内坪1 亀岡市文化資料館内
 TEL 0771-25-5068 / FAX 0771-25-6128